日本学術会議会員の任命に関する声明

2020年10月10日 民主教育研究所運営委員会

10月1日、菅首相は、日本学術会議新会員の推薦名簿のうち6名を除外して任命した。 これは次期会員について、学術会議が責任をもって推薦しそれに基づいて首相が任命する 方式になってから初めてのことであり、重大な問題である。

日本学術会議法に基づき、日本学術会議(以下、学術会議と記す)は「科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的として」(第2条)設立された機関であり、政府を含めいかなる機関からも「独立して・・・職務を行う」(第3条)ことが明記されている。その職務の一環として学術会議は「政府に勧告することができる」(第5条)ことも定めている。

したがって、会員の任命者は首相であるが、あらかじめ学術会議から会員候補者が推薦され、それに基づいて任命するという仕組みになっている(第7条2項、第17条)。 1983年に、それまでの選挙制から推薦制に法改正された際の国会答弁において、任命はあくまでも「形式的任命にとどめる」ことが、当時の首相や担当大臣から繰り返し確認されていた。

学術会議会員の任命については、すでに安倍政権時代から、従来の「形式的任命」を覆そうとする動きがあった。今回は、学術会議から推薦された105名の科学者について、いずれかの段階で会員としての適否を判定した結果であり、それを首相サイドが行うこと自体が越権行為であると言わざるを得ない。

それについて菅首相は、「総合的、俯瞰的な活動を確保する観点から判断した」と述べている。また政府は、憲法15条1項の規定(公務員の選定は国民固有の権利)に照らして、首相には学術会議からの「推薦のとおりに任命すべき義務があるとまでは言えないと考えられる」(学術会議事務局文書、2018年11月)ことを根拠に挙げている。

しかし、これらの説明は説得力に欠けている。「総合的、俯瞰的・・・観点」が、国民にとって、99名承認6名除外の判断の根拠として納得のいく理由になっていないからである。また、先に述べた学術会議が有している高い独立性と自律性に照らして、その任命権限を一般の公務員に準じるようなやり方で説明することには無理があるからである。

私たちが集う民主教育研究所は、その設立の趣旨で次のように宣言した。

「この研究所は、真理と真実にもとづき、研究をとおして、広く教育の仕事にたずさわるものの実践を支え励ます拠点として設立される。・・・研究の過程では自由と自主性を重んじ、異なる意見や研究方法の多様性を認め合うことが不可欠である。」

このような見地から、民主教育研究所は常に学問の自由を守り専門性を重視してきた。したがって今回の首相による措置は違憲・違法であると考え、以下の事項を強く求める。

- ○首相は、学術会議が提出した推薦名簿通りにただちに全員を任命すること。
- ○今回の判断に至った理由を、国民が理解しうる言葉や表現で説明すること。
- ○今後は、学術会議法の趣旨にもとづいた任命を行うこと。